

2 各種要綱

(1) 相生市総合計画策定要綱

| | | | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--|
| (制定) | 昭和45年 | 8月13日 | 訓令第9号 | | | | |
| (改正) | 昭和47年 | 6月5日 | 昭和57年 | 4月1日 | 平成13年 | 4月1日 | |
| | 昭和51年 | 1月20日 | 昭和59年 | 4月1日 | 平成20年 | 5月23日 | |
| | 昭和51年 | 4月1日 | 昭和61年 | 7月1日 | 平成23年 | 4月1日 | |
| | 昭和53年 | 4月1日 | 昭和63年 | 8月8日 | 平成26年 | 4月1日 | |
| | 昭和53年 | 4月26日 | 平成1年 | 1月23日 | 令和3年 | 3月15日 | |
| | 昭和55年 | 4月1日 | 平成12年 | 4月1日 | | | |

第1条 この要綱は、相生市総合計画策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において「総合計画」とは、本市将来の健全な発展を図るため策定する市政の長期計画で、基本構想、基本計画、地域創生総合戦略及び実施計画からなるものとする。

(1) 基本構想

本市のまちづくりの基本目標を定め、目標を達成する基本的な考え方を示すものをいう。

(2) 基本計画

市政の長期的課題を明らかにし、市政について基本的方向を示すために策定する市政の基本計画をいう。

(3) 地域創生総合戦略

基本計画に掲げる基本的施策を横断的に示したもので地域創生の実現を推進するための計画をいう。

(4) 実施計画

基本計画に基づき、具体的な事業の実施について策定する計画をいう。

第3条 総合計画は、有機的連携をもつて能率的かつ合理的に推進されるべき道標となるよう策定しなければならない。

第4条 基本構想の策定期間は、令和3年度から令和12年度までとする。ただし、社会情勢等の推移により変更が必要となった場合には、社会情勢等に適合するよう修正するものとする。

第5条 基本計画の策定期間は、前期を基本構想の策定期間の前半5年間とし、後期を後半5年間とする。ただし、社会情勢等の推移により変更が必要となった場合には、社会情勢等に適合するよう修正するものとする。

第6条 総合戦略の策定期間は、前条の規定を準用する。

第7条 実施計画の策定期間は、3箇年とし、1年を経過するごとに検討を加え、さらに3箇年の計画として改定する。

第8条 各部長においては、別に定める合理的な施策及び基本的方針に基づき、基本計画案及び実施計画案を作成するものとする。

第9条 企画総務部長は、前項の規定により各部長が作成した基本計画案及び実施計画案を総合調整して原案を作成し、市長の決定をうけなければならない。

第10条 各課長は、所属に係る総合計画に関する事務を担当するものとする。

第11条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 相生市総合計画策定会議設置要綱

(制定) 平成20年 5月23日 訓令第44号

(改正) 平成21年 4月 1日 平成26年 3月31日 令和 元年 6月28日

平成21年 4月21日 平成27年 7月 1日 令和 2年 4月 1日

平成22年 4月 1日 平成29年 3月31日 令和 3年 3月30日

平成24年 6月27日 平成30年 5月 1日 令和 6年 3月29日

平成25年 3月29日 平成31年 3月28日

(設置)

第1条 相生市総合計画の策定に関し、相生市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、関係各部間の総合的調整に関すること。
- (3) 計画の策定に必要な資料の調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織及び運営)

第3条 策定会議は、相生市庁議規程(昭和51年訓令第6号。以下「庁議規程」という。)第2条第1項に掲げる職にある者をもって構成し、その運営にあたっては、庁議規程の例による。

(意見の聴取)

第4条 策定会議は、必要に応じて関係行政機関、学識経験者、有識者等から意見を聴取することができる。

(企画員会議)

第5条 策定会議に企画員会議を置く。

- 2 企画員会議に企画員を置き、企画員は別表第1に定める職にある者をもって充てる。
- 3 企画員会議は、企画総務部長が招集し、企画広報課長が議長となる。

(企画員会議の所掌事務)

第6条 企画員会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する企画立案及び連絡調整に関すること。
- (2) 前号の企画立案に関し、必要な実施状況及び進捗状況の報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(検討チーム)

第7条 策定会議に検討チームを置くことができる。

- 2 検討チームは、別表第2に掲げる者をもって構成するものとする。

(検討チームの所掌事項)

第8条 検討チームの所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画策定に関する企画立案に関すること。
- (2) 前号の企画立案に関し、必要な資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(庶務)

第9条 策定会議及び企画員会議の庶務は企画広報課で、検討チームの庶務は各チーム長の指名する構成員において処理する。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

別表第1…企画広報課長、総務課長、財政課長、徴収対策室長、市民課長、地域振興課長、社会福祉課長、子育て元気課長、都市整備課長、農林水産課長、管理課長、学校教育課長、生涯学習課長

別表第2…

| 検討チーム名 | チーム長 | 構成員 |
|--------|------------|--------------------------|
| 企画総務 | 企画総務部長 | 企画総務部所属課長、係長及びチーム長が指名する者 |
| 財務 | 財務部長 | 財務部所属課長、係長及びチーム長が指名する者 |
| 市民生活 | 市民生活部長 | 市民生活部所属課長、係長及びチーム長が指名する者 |
| 健康福祉 | 健康福祉部長 | 健康福祉部所属課長、係長及びチーム長が指名する者 |
| 建設農林 | 建設農林部長 | 建設農林部所属課長、係長及びチーム長が指名する者 |
| 教育委員会 | 教育次長(管理担当) | 教育委員会所属課長、係長及びチーム長が指名する者 |